

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

交通管理者との協議による中央分離帯構造の見直し  
(再審議説明用資料)

## 新名神高速道路(甲賀土山IC ~ 草津田上IC) 位置図

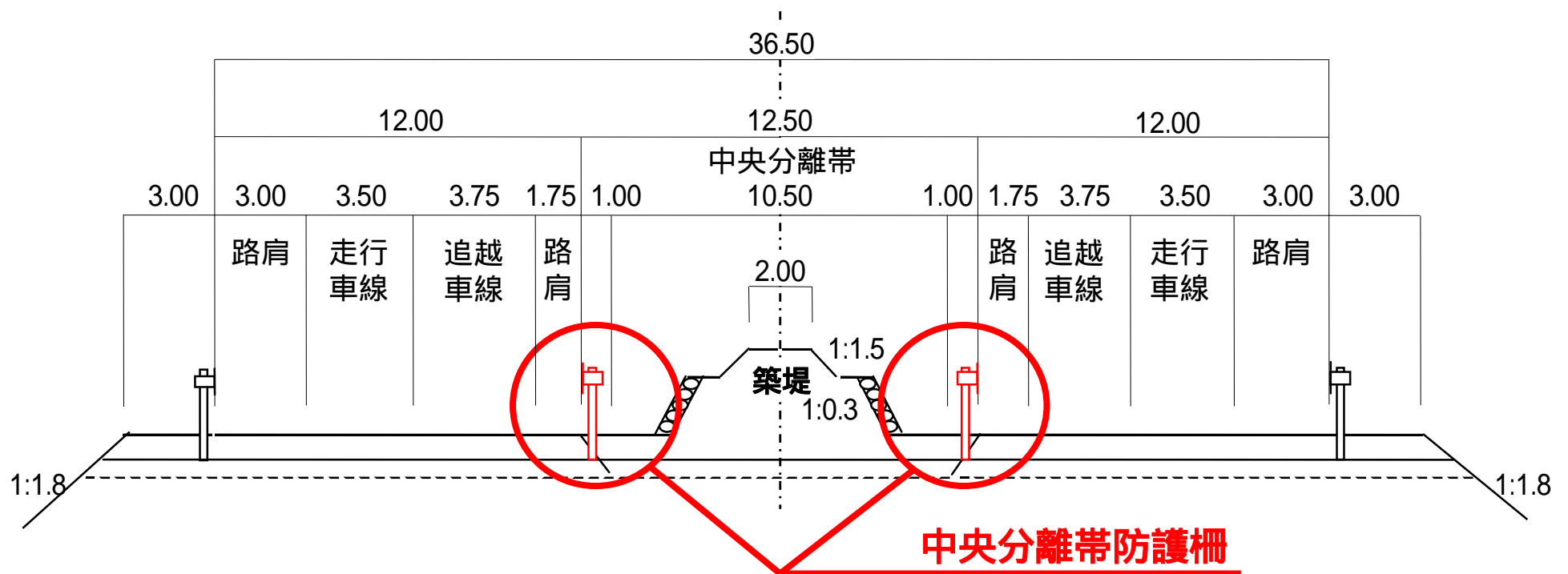


### 新名神高速道路(甲賀土山IC ~ 草津田上IC)の路線概要

- ・東西の基幹交通を担う大動脈である名神高速道路の代替機能を有する重要路線である。
- ・開通後の交通量は約3万台/日であり、並行する名神高速道路の渋滞緩和や沿線地域の活性化に寄与。

## 新名神高速道路中央分離帯防護柵の当初計画

- ・ 中央分離帯の防護柵については、NEXCOの要領 においては必要ないものとされている。
- ・ 警察との協議において、NEXCOの要領（分離帯幅員や中分築堤の有無）に関わらず、新名神高速道路の路線の重要性や道路規格の観点から、防護柵が必要との見解を受け、設置を計画。



# 中分防護柵の設置見直しにおける協議経緯

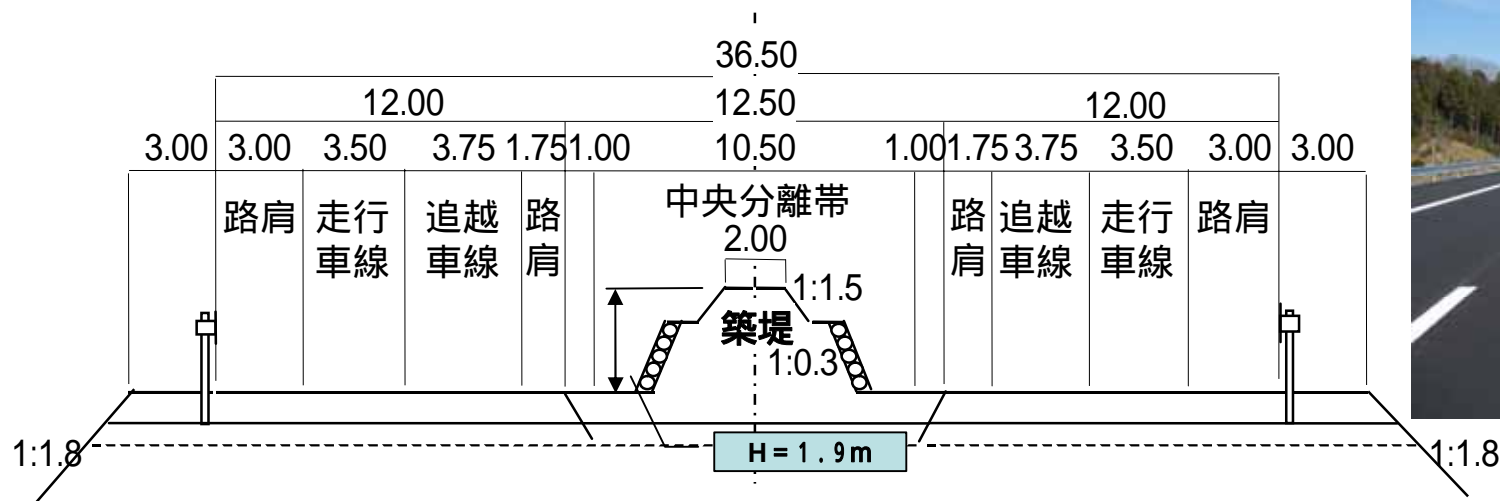
## [取組内容] 見直しにあたり、交通管理者(警察)との協議を実施

### 交通管理者との協議経緯

- H18.1 中央分離帯の構造と防護柵の計画(NEXCO要領では必要無し)を説明  
「新名神の重要性や道路規格を踏まえた場合必要性を感じる。現地確認の上判断したい」との回答。
- H18.2 中分の築堤構造の施工事例(山陽道)を説明。
- H18.3~4 現地立会いを実施。
- H18.6 築堤施工箇所における防護柵見直しに対して、概成時に現地確認。
- H18.10~19.10 更に複数回の現地立会いを実施し、防護柵の設置を行わない計画に対して理解を得る。



**築堤区間について、度重なる協議や現地立会いにより中央分離帯の防護柵見直しの了解を得る**



# 中分防護柵の見直しにおける安全性の確保について

防護柵の中央帯に関する規定 ただし、下記の記載はあくまでも『目安』である。

NEXCO要領及び防護柵設置基準(日本道路協会)より

- ・中央分離帯幅員が10m以上ある場合は設置しなくてもよい。
- ・上下車道が高低分離しており、高低差が1.5m以上ある場合は高い車道側のみ設置すればよい。

**築堤区間の中央分離帯の防護柵見直しについて安全性が確保されている**

中分側の防護柵設置については現地状況や交通管理者により協議調整を実施。

【築堤や高低差があっても設置している事例】

中国自動車道 宝塚IC付近



舞鶴若狭自動車道 丹南篠山口IC付近



【築堤や高低差があり、設置していない事例】

山陽自動車道 姫路西IC～龍野IC間



中央分離帯の防護柵見直しによる材料費および施工費の縮減

## 経営努力要件適合性について

関係機関と協議を行い、同意を得て、中央分離帯構造を見直し(防護柵から築堤盛土)たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

中央分離帯の防護柵見直しによる材料費及び施工費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

**イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議**